

加西市滞在型観光バスツアー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活性化に向けて加西市への集客を図り、かつツアー参加者の負担を軽減し、本市への滞在型観光客の誘致を促進するため、(一社)加西市観光協会(以下「協会」という。)が、加西市滞在型観光バスツアー助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成事業者)

第2条 助成金の交付決定を受けて助成事業を行う者(以下「助成事業者」という。)は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 加西市への観光旅行を企画する旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく登録旅行事業者
- (2) その他協会会長がみとめるもの

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 15人以上が参加する一般団体旅行及びツアー企画事業者による募集商品。
- (2) 別表1「宿泊施設・助成金対象の飲食店」に該当する施設等を利用すること。
- (3) 別表2「観光施設等」の内2ヶ所以上巡ること。但し、有料施設(①~⑨)を1ヶ所以上含むこと
- (4) 1旅程において参加者1人当たりの市内消費額が2,000円(税込)以上であること。

(助成金の交付)

第4条 協会は、前条に規定する助成事業の実施に必要な経費の一部を助成することができる。ただし、同一の助成事業者にあつては、同一年度内に5回を超えて助成できないものとする。

2 第2条に規定する団体が、代表者を変更した場合についても同一の助成事業者とみなし、前項のただし書きを適用するものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、貸切バス1台につき50,000円とする。ただし、貸切バスの借上げ料が当該助成額を下回る場合は、その借上げ料とする。

2 1日に実施する同一行程のツアーにおいて助成の対象とする貸切バスは2台を限度とする。

3 当該事業以外の類似する補助及び助成事業と重複するとき、他の補助金額及び助成金額がバス貸切額(税抜)を下回るときに限り、バス貸切額(税抜)から他の補助金額及び助成金額を差し引いた額を助成金額とする。この場合、他の補助額及び助成金額を証明する書類の写しを提出すること。

3 前項の規定による助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、あらかじめ助成金交付申請書（様式第1号）を協会に提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第7条 協会は、前条に規定する助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、助成金交付決定書（様式第2号）により助成事業者に通知するものとする。

（実績報告及び助成金の交付請求）

第8条 助成金の交付決定を受けた助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに助成事業実績報告書（様式第3号）及び助成金請求書（様式第4号）及び協会が別に定める参加者アンケートを協会に提出しなければならない。

（交付金額の確定及び交付）

第9条 協会は、前条に規定する助成金実績報告書を受理した場合はその内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 協会は、虚偽の申請又はその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取消することができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については協会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月19日 上限額の変更による改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日 交付要件、上限額の変更による改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月11日 交付要件、上限額の変更による改正）

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。

附 則（令和4年3月31日 交付要件、助成金額の変更による改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日 交付要件、助成金額の変更による改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日 交付要件の変更による改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日 交付要件、助成金額の変更による改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則（令和7年4月30日 交付要件、助成金額の変更による改正）

別表 1

宿泊施設・助成金対象の飲食店

1	いこいの村はりま	2	青野運動公苑	3	ホテルルートイン 加西 北条の宿
4	大谷山荘	5	ゲストハウス HOJO MACHI HOSTEL	6	HOTEL R9 The Yard
7	「加西ふーど記」に掲載されている店舗 https://kanko-kasai.com/gourmet_genre/gourmet/				

別表 2

観光施設等

①	加西市観光ガイドによる案内	②	県立フラワーセンター	③	法華山一乗寺
④	五百羅漢	⑤	北条鉄道（乗車）	⑥	sora かさい
⑦	古法華石仏（浮彫三尊 仏龕開帳時のみ）	⑧	観光農園 果樹花ふぁ ーむ （いちご狩り体験）	⑨	かぐや農園 （いちご狩り体験）
10	かさい愛菜館	11	丸山総合公園	12	北条の宿 住吉神社、酒見寺
13	玉丘史跡公園	14	古法華自然公園	15	加西アルプス 善防山・笠松山
16	鎌倉山行者道	17	久学寺	18	多聞寺
19	東光寺	20	普光寺	21	あびき湿原
22	その他協会が認めるもの	23	北播磨定住自立圏（西脇市、加東市、多可町）に所在する観光を目的に訪問する施設		

※①～⑨は、有料施設に該当する。

※22、23については、助成金交付申請前に協会まで必ずお問い合わせください。

一般社団法人 加西市観光協会

TEL 0790-49-8200

FAX 0790-49-8201